

東京都知事 殿

提出者の情報

糸長浩司、

対象事業の名称： 築地地区まちづくり事業の環境影響評価書案

環境保全の見地からの意見

意見の対象項目：遺跡・文化財

2026 年 7 月 12 日に、東京都が実施した明治期の海軍遺構（製鋼炉跡等）の見学会には 4000 人を超える参加者があり、本敷地は、江戸期の浴恩園の遺跡等貴重な江戸文化、明治文化が重層した貴重な敷地であることが明確となった。にもかかわらず、本格的発掘を実施、その上での考古学・歴史学的評価、都民の評価をもって、遺構の保存と活用について真摯に検討するという重要なステッが求められている。しかし、現況では、東京都の再開発事業ありきで、事業者を募り、史跡破壊にもつながるような再開発事業を強引に進めているという、行政手続き上の欠陥があることを最初に指摘しておく。

2020 年度からの試掘、2021 年度～22 年度の予備調査が終了し一定の報告書も公開され、本発掘調査が 2025 年度から事業者が主体となり東京都（東京都埋蔵文化財センター）との協議で進められている段階である。これらの調査費用は全て東京都が負担するという公的な性格を持つ発掘調査が実施され、開発行為での発掘調査としては異例な措置が取られている。

また、今回の再開発の前提条件としては、隅田川沿いの防災としてのスーパー堤防事業がある。事業者の敷地に隣接する隅田川沿いの堤防部分は全てスーパー堤防として東京都事業であり、それを前提に再開発敷地の土地造成が計画されている。本再開事業の基本的な方針「築地まちづくり方針」が東京都により策定され、そこにスーパー堤防計画が位置付けられた。本来であれば、隅田川沿いには江戸期の大名屋敷跡地、汐入池の浴恩園等の遺跡があることは明瞭であったことより、この前後において史跡・文化財調査を本格的に行い、その保全と活用、防災の視点を複合したデザインを追求すべきであった。このような史跡・文化財に対する都の配慮がなかったために、今日的に史跡・文化財保全に関しての複雑な課題が勃発しているとも解釈できる。

「築地まちづくり方針」の策定後、2022 年度に「築地地区まちづくり事業の実施方針・募集要項」で事業者を募り、事業者への回答 533 番で「令和 3～4 年度の埋蔵文化財調査の結果は、・・・調査で見られた旧浴恩園の池の護岸等は、現地保存についての検討を要するような重要な遺構ではなかったため、保存方法等について公表する予定はありません」とした。この時点での早急な回答であり、再開発事業ありきで事業者の開発意思に配慮したような回答であり、その後の発掘調査の意義もゆがめるような行政的汚点となったといえる。

以上のような、本再開事業をめぐる史跡・文化財の発掘と保存に関する経緯を考えると、東京都の行政責任は明確である。この点を抑えた上で、事業者が提出した環境影響評価書案での史跡・文化財の評価における問題点を述べる。

1. 評価書案の本編において、試掘、予備調査の成果に関して、江戸期、明治期の時代考証に基づく遺構の解析評価をなぜ行っていないのか。評価書案では調査計画書に記載されていた予備調査の結果を簡単にまとめた表 8.13-4 を再掲しているが、その詳細な時代考証の記述はない。調査計画書の提出

後の一年間、熱心に評価をしてきたとは思えない。予備調査の報告書等では間知石や矢穴跡のある石の発見が明記され、明確に江戸期の遺構として価値あることは明確であるにも関わらず言及していないのはどうしてか、その理由を説明してください。また、詳細な遺構についての時代考証を含めた評価を追記してください。

2. 現地保存、移設保存、記録保存という方法を検討する前に、現に発掘された遺構に関しては的確で客観的な評価をするのが評価書案の責務である。この点を逸脱している評価書案になった理由を述べてほしい。
3. 評価書案の策定中に発見されたとも思われる、スーパー堤防敷地の江戸期の石積み、旧築地ホテルの敷地の明治期の海軍遺構等の発見について、現段階での史跡としての評価を述べてほしい。
4. 評価書案では、P566 の予測結果のページで、「イ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度・・・本事業では、事業着手後の掘削工事等に伴い計画地内において埋蔵文化財包蔵地の一部が改変されることとなるが、事業着手後に新たな埋蔵文化材が発掘された場合は、東京都教育委員会及び中央区教育委員会への速やかに報告し、「文化財保護法」等に基づき適切に対応する」とある。
上記は、工事着手後に埋蔵文化財が発見された場合の事後的対応であり、着工前の調査、評価、保存及び事業計画への反映について十分に評価していない。先に指摘したような試掘、予備調査での成果を踏まえた適切な評価をすべきである。
5. 上記のイの文章は、「記録保存」を当然として遺構を破壊することを前提とした文章である。現地保存を優先し、代替案も含めて評価書案で述べるべきである。
6. 評価書案の P566 で、「したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に影響を及ぼす行為はないと予測する。」と結論づけている、根拠は不明瞭であり、不誠実である。この文章の前段落では、「・・・改変されることとなる」と破壊行為があることを結論づけているにもかかわらず、影響を及ぼす行為はないという文章は矛盾している。この点を説明してほしい。
7. 本敷地は、江戸時代から近現代の重層的な土地利用の歴史がある貴重な敷地である。旧大名屋敷、浴恩園、海軍関係施設、河岸・水路・石垣、旧築地市場施設などの遺構・遺物が明確に存在する。このことを前提とした予測評価をすべきである。それが出来ない理由は何か説明してほしい。
8. この歴史的な敷地において大規模な掘削、杭工事、地下構造物の建設及びインフラ工事について、「工事中に発見された場合に報告し協議する」という対処は、埋蔵文化財の保護措置として不適である。これについてどう説明するか。
9. 本評価書案では、文化財保護法について触れているが、何条に相当すると考えているか。

10. 本敷地には周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれることは事業者も認めている。その場合は、掘削その他の土木工事を行う場合には、文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく事前の届出及び協議が必要である。評価書案では「届出、現状変更の許可を得ること等が行われ」とあるが、具体的な協議の内容については言及されていないので、保存方法等の協議の内容を開示してほしい。また、現状変更の許可の内容も開示してほしい。
11. 隅田川沿いの江戸期の間知石による擁壁の発見、浴恩園の潮入の池の石積みの発見等、貴重な遺構が発見されている状況であり、現在進められている本発掘での全貌を明らかにした上での、事業計画の見直しが必要である。そのためには、評価書案の P44 にある工事工程を見直してほしい。これらの令和 9 年度から開始となっている基盤整備は中止すべきである。スーパー堤防敷地下の石積み遺構の現地保存をまず検討し、高潮対策計画・デザインを再考すべきである。浜離宮のような内海と浜等の設置による隅田川の自然環境に即し、遺構と共存した新たな堤防デザインを検討すべきである。この点についての回答を求める。
12. 浴恩園の遺構と重なる大規模集客・交流施設及びライフサイエンス棟の工事は、浴恩園の遺構の本発掘調査の結果を踏まえ、学術的及び市民的な評価を得た後に工事の有無を決定すべきである。現段階の工事工程は見直すべきである。この点についての回答を求める。
13. 評価書案には下記を追記してほしい。
- ①文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく、着工前の届出、試掘・確認調査、発掘調査及び保存方法に関する協議の内容
 - ②文化財保護法第 96 条第 1 項に基づく、工事中に新たな遺構・遺物を発見した場合の現状維持、工事停止及び遅滞のない届出の内容
14. 評価書案の P566 での「文化財保護法等に基づき適切に対応する」の文章ではなく、適用する条文、手続、責任主体及び工事停止の判断方法を具体的に記載することを要望する。
15. 事業者は、工事着手後の不測の発見を待つのではなく、現在の建物計画においての建物配置から、地下掘削、杭打ち、地盤改良、共同溝、地下通路、地下駐車場、雨水貯留槽、護岸工事及びその他の地下構造物によって影響を受ける範囲を明確にし、かつ、江戸期の浴恩園の図面と整合させて、埋蔵文化財の破壊・改変が予想される箇所とその度合いを明記すべきである。
16. 特に、次の事項を評価書に明記することを求める。
- ① 建築物の基礎、杭、地下階、地盤改良、インフラ及び護岸の位置並びに掘削深度
 - ② 調査未実施区域及び遺構の残存可能性が高い区域
 - ③ 工事によって消失又は改変される遺構の範囲及び程度
 - ④ 以上を同一の平面図及び断面図上に示し、どの遺構が、どの工事によって、どの程度影響を受けるのかを確認できるようにする。

17. 浴恩園の2つの池（春風の池、秋風の池）、水路、護岸、石垣、海水取入れの樋門等の遺構や、海軍関係施設、旧築地市場の歴史を示す重要な遺構が確認された場合には、単なる記録保存ではなく、現地保存及び公開活用を含む代替案を検討すべきである。
18. 既に、試掘、予備調査で発見された遺構についての現地保存を検討し、事業計画の変更も検討すべきである。
19. 施工・工事中に遺構が発見された場合の対応を具体的に書くべきである。「速やかに報告し、「文化財保護法」等に基づき適切に対応する」では不十分である。「速やかに報告する」は、文化財保護法第96条の趣旨に即して、「現状を変更することなく工事を停止し、遅滞なく届出を行う」と改めるべきである。評価書案には、次の手続を明記することを求める。
- ① 発見地点及びその周辺における工事の即時停止
 - ② 発見された遺構・遺物及び地層の現状維持
 - ③ 東京都教育委員会及び中央区教育委員会への遅滞のない届出・連絡
 - ④ 文化財担当職員及び専門家による現地確認とその価値の公表及び市民への公開見学会の実施
 - ⑤ 遺構の範囲及び重要性が確認されるまでの立入・掘削制限
 - ⑥ 発見内容に応じた追加調査、工法変更及び事業計画変更
 - ⑦ 調査及び保存に必要となる期間を事業計画にあらかじめ組み込むこと
20. 環境影響評価として代替案を比較すべきである。評価書案は、埋蔵文化財包蔵地の一部が改変されることを前提としているが、その改変を回避又は縮小するための代替案が十分に示されていない。環境影響評価では、現在の事業計画による影響だけでなく、少なくとも次の案を比較評価すべきである。この点についての回答を要望する。
- ① 地下掘削範囲を縮小する案
 - ② 重要遺構の推定区域を公園・緑地として保存する案
 - ③ 建築物及び杭の配置を変更する案
 - ④ 歴史的な水路、池、護岸等を再生し、遺構と一体的に保存・活用する案
21. 埋蔵文化財調査の結果は、専門的な調査報告書が完成するまで非公開とするのではなく、発掘調査の進行に応じて適切に市民に公開すべきである。具体的な次の措置を求める。
- ① 発掘調査計画、発掘調査範囲及び発掘工程の公表
 - ② 発掘調査の進捗及び主要な発見事項の定期的な公表
 - ③ 遺構・遺物の写真、平面図、断面図及び三次元計測データの保存
 - ④ 発掘地での現地説明会及び専門家向け検討会の開催
 - ⑤ 発掘調査報告書及びデジタル記録の一般公開
 - ⑥ 重要遺構の保存方法を検討する外部専門家委員会の設置
 - ⑦ 外部専門家委員会には、考古学だけでなく、近世史、近代史、都市史、造園史、土木史、建築史、文化的景観、教育及び埋立地の地盤・水環境・風環境に関する専門家を含めるべきである。

22. 評価書案での、事業着手後に発見された場合は報告し適切に対応するという抽象的な記述ではなく、着工前の調査（試掘・予備調査）の具体的で詳細な評価、工事による影響回避、現地保存の方法、代替案の検討及び情報公開について十分な担保がない記述であり、これらの内容について詳細な言及を要望する。
23. 本敷地の埋蔵文化財は、東京都知事、行政機関に帰属するものではなく、再開発事業に認定された民間事業者が自由に処分できるものではない。東京都民、国民及び将来世代に継承されるべき公共的で貴重な史跡・文化資産である。この点を十分認識して評価書案の作成を再度してほしい。文化財保護法第 96 条の事後的対応への依存ではなく、第 93 条に基づく着工前の調査・協議、今までの試掘・予備調査及び 2025 年から実施している本掘調査での遺構発見とその意義を科学的に解明し一度立ち止まる必要がある。市民への見学会や関連シンポ・報告会等での情報公開と今後の保存方法についての討議を徹底し、東京都及び中央区と協議し、事業計画を変更してでも現地保存を図る方針を、環境影響評価書案に明記することを要望する。

以上